

「奈良県庁前エントランス整備事業業務委託」特記仕様書（案）

第1章 共通

第1条 適用

本業務は、「奈良県庁前エントランス整備事業業務委託」という。

第2条 業務目的

近鉄奈良駅から県庁前までは、なら燈花会・なら瑠璃絵等の奈良公園で実施される夜間イベント開催時に、観光客をお迎えする重要なエントランスとなる。照明機器・イルミネーション等を設置し、光による演出をすること（以下、イルミネーションという）により近鉄奈良駅から奈良公園までの効果的な観光客の導線強化を図り、奈良公園の魅力向上を図ることを目的とし、滞在時間の拡大を促す事で更なる宿泊客の増加、観光客の消費の拡大により地域経済の活性化や雇用拡大につなげる事を目的とする。

第3条 業務内容

近鉄奈良駅から県庁前までの歩道に奈良公園へのエントランスとしての機能を強化し、奈良公園への誘客を促進するためにイルミネーションによる整備事業を実施するための、実証実験、デザイン及び実施設計を行い本工事及び設置を行う。

※詳細については第2章以降による。

【イルミネーションの演出及びデザインコンセプト】

◆イルミネーションによる演出のコンセプト

- 1 奈良公園へのエントランスとして訪れる観光客を歓迎するような情景。
- 2 ささまざまなイベント・季節に対応できる演出。
- 3 古都奈良のイメージを考慮した演出。

◆イルミネーションデザインコンセプト

- 1 近鉄奈良駅からイベント会場としての奈良公園を繋ぐ区間としての存在感が強調でき、かつ眺望を強く意識した計画であること。
- 2 昼間景観や周辺夜間景観とのバランスを意識した照明計画であること。
- 3 環境に配慮し、適正なエネルギー使用を心掛けること。
- 4 歩行者、鹿に対して安全な仕様とし、雰囲気考えた光環境であること。
- 5 大宮通りを通行する車両に対して安全を十分に考慮した光環境であること。
- 6 眩しさを抑制した器具選定、配置計画であること。

以上の演出・デザインコンセプトを踏まえ、他に類を見ないイルミネーションの提案を求めます。

【イルミネーション事業の計画設計施工に関する留意事項】

- 1 大宮通りの通行車両及び歩行者等に対して、光害や障害光（グレア）対策を考
えること。
※通行車両・歩行者の眼をげん惑するような光をみだりに投射しないこと。
- 2 照明施設の配置について、昼間景観に配慮した計画であること。
- 3 環境に配慮し、適切なエネルギー使用を心掛けていること。
※電気代等の維持管理費用の低減を図る。
- 4 照明施設の保守性、安全性及び将来性などの維持管理に配慮した計画であるこ
と。
- 5 照明施設の設置方法が適切で、歩行者への安全面やいたずら等の対応方法につ
いて検討し、安全性を確保できている計画であること。また、鹿への影響を考慮
すること。
- 6 関係機関との協議調整を迅速に実施し、工程計画及び安全対策を適切に実行す
ること。

第2章 実証実験及び実施設計

第1条 業務内容、入札条件

業務実施にあたっては、奈良県や警察及び電力会社等との調整を実施するものとし、必要となる協議資料や申請資料等の作成も行うものとする。

1 業務計画書の作成

- (1) 奈良県が示すコンセプトに基づき、奈良県に提示する業務計画を作成するものとする。業務計画作成にあたっては、業務工程、使用灯具などを明確に示すものとする。
- (2) 奈良県等の意見を踏まえ、修正意見等が出された場合は、それに基づき、再度計画書を作成するものとする。

2 実証実験

- (1) 業務計画書に基づき、実証実験をすること。実証実験は、奈良県等の立会確認による意見や改善提案を整理検討のうえ、報告書を提出すること。
- (2) 実証実験を基に、フォトモンタージュ等を作成し、提示するものとする。

3 デザイン及び実施設計図書の作成

(1) 調査対象の現況把握

奈良県が提供する調査対象の配置図等、現地調査により現況把握を行うこと。

- (2) 奈良県等の意見を踏まえ、最終的なイルミネーションの計画を策定し、実施設計を実施するものとする。実施設計は、以下に示すものを作成すること。

- ① デザインコンセプト
- ② 機器等仕様書
- ③ 機器等配置計画
- ④ 配管、配線計画

- ⑤ 詳細図面（平面図、断面図等）
- ⑥ 施工計画（足場等の仮設計画含む）
- ⑦ 維持管理計画等の設計
- ⑧ その他必要なもの

4 実施設計条件

実施設計にあたっては、照明施設の保守性、安全性、将来性、環境へ配慮した適切なエネルギー使用、及び昼間景観へ配慮したものとするよう考慮すること。

（1）施設の設置位置等

- ① 照明施設等は、歩行者、通行車両などに支障のならない位置とすること
また、安全性を考慮した位置とすること。
- ② イベント用演出照明は樹木の成長に合わせ、移動が出来るよう考慮すること。
また、イルミネーションは簡単に移動、設置できるよう考慮した仕様とすること。
- ③ 電源関連施設、照明施設の設置及び復旧については、法令等を遵守するものとする。
設置にあたっては、特に昼間の景観に配慮するよう努めること。
- ④ 設置する照明は、屋外での恒久的な使用に耐えるものとする。

（2）電源引き込み

- ① 新設分電盤を含めた全体電気容量は、30kVA 未満とする。新設分電盤には、開閉器を収納するものとする。
- ② 新設分電盤を既設分電盤と別系統で引き込むか、あるいは既設分電盤と統合して新設分電盤へ電源を供給するかについては、管理者と協議を踏まえて決定するものとする。

（3）盤仕様（分電盤等）

本業務において、分電盤等を新規に設置する際には、以下の盤仕様を採用する。

- ① 形式 鋼板製屋外防水型（または SUS 製）
- ② 配線用遮断器 主幹：MCCB、分岐回路：ELCB
- ③ 制御回路 年間タイマーによる点灯回路ほか、受託者の演出に必要なもの

（4）現場条件

- ① 歩行者等が器具に触れることを想定し、安全性および悪戯防止を考慮すること。
- ② 施設の設置に際して、既存構造物を加工する必要があることが想定される場合、設置方法については道路管理者と十分な協議を行い、了承を得ること。なお、これに伴い当初の想定から設置手法等が変更になった場合においても受注者の負担により対応するものとする。
- ③ 今回設置するイルミネーションの効果を向上するために、道路歩道に設

置している既設照明について、軽微な範囲で加工することが必要となった場合には、その加工については道路管理者等の了承を得るものとし、この加工費等については費用に含むものとする。

④ 飽きの来ない仕様を考慮すること。

本イルミネーション施設は道路管理者である奈良県と協議を行い、了承を得るものとする。また、施設引継ぎに際して、奈良県の指定する図面等の資料も本業務において作成するものとする。

(5) 器具条件

① 木々におけるイルミネーション

以下と同等の仕様を満たす機器で複数年の使用に耐えられる機種を調達し、6台（樹木6本）以上の演出構成とする。

イルミネーション器具1と器具2の組み合わせは自由とする。

イルミネーション用器具1

設置場所		歩道・植え込み部分	
仕様	光量	白熱 200 ワット以上 3000K (集積型 LED で多重影が出ないこと)	
	消費電力	20W 以下程度とする	
	角度	広角 55° ×6 台を用い、効率良く配灯のこと	
	演色性	Ra84 以上(木々の色を鮮やかに見せること)	
	その他		グレアを考慮した仕様とする
			環境に考慮した塗装色とする
			防雨型とする
		調光不要とする	
		移動可能な仕様とする	
		表面温度が 60 度以下とする	

イルミネーション用器具 2 (イベント用演出照明)

設置場所		歩道・植え込み、木々部分	
仕様	LED	DMX などの制御対応で、個別に色に変化できる機種とする または、季節ごとに異なる色で演出を考慮すること	
	消費電力	2W/1 球 以下程度	
	LED 色	RGB ワンチップ もしくは単色	
	電線	黒または白色とする	
	接続数	5set 以上連結接続ができること	
	その他		2 年以上の保証を見込むこと
			100V 以下の仕様とする
			樹木、鹿への影響を考慮すること
		調光制御が出来ること	
		古都奈良のイメージを考慮すること	
		IP55 以上取得していること	
		電源ボックスは目立たない仕様とする	

5 関係機関協議

本業務では、以下の機関との協議、調整及び申請等が必要であるため、これら関係機関への申請手続き資料を作成すること。また、必要に応じて、これら関係機関との調整を実施すること。なお、これに伴う費用は、受注者が負担するものとする。

(1) 奈良県、道路管理者及び奈良警察署

- ① 照明の設置位置、色及び光量等による通行人への影響、設置箇所や施工計画等に関する協議
- ② 実証実験や設置工事での仮設計画で必要な規制に関する協議
- ③ 実証実験や設置工事に伴う搬出等の協議

第2条 配置技術者関係

- 1 業務の管理及び統括を行う「業務責任者」を配置すること。
- 2 イルミネーションデザインに関する「デザイン責任者」を配置すること。
- 3 実証実験時等において、仮設、設置及び撤去等の行為を伴う場合は、関係する法令に基づき技術者を配置すること。
- 4 業務責任者、デザイン責任者及び監理技術者等は、実証実験時には必ず臨場しなければならない。

第3条 業務実施上の条件

奈良県よりコンセプトが変わらない範囲で修正の可能性があるため、その意見を取り

入れたものに変更すること。

第4条 成果品の提出

- | | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 業務計画書 | 2部 |
| 2 | 実証実験結果報告書
(フォトモンタージュ含む) | 2部 |
| 3 | デザイン及び実施設計成果品(図面含む) | 2部 |
| 4 | 打合せ協議簿 | 2部 |
| 5 | 官公庁提出書類 | 2部 |
| 6 | その他資料 | 2部 |

第3章 本設工事

第1条 工事内容

本設工事は、実証実験等の結果により作成したデザイン及び実施設計に基づき、関係機関等と調整を行い実施する。

なお、機械設備工事及び電気通信設備工事については、国土交通省編集の「機械工事共通仕様書」及び「電気通信設備工事共通仕様書」の最新版を準用するものとする。

第2条 関係機関協議

本設工事实施にあたっては、第2章 実証実験及び実施設計と同様、奈良県、道路管理者、電力会社及び警察等との調整を実施するものとし、必要となる協議資料や申請資料等の作成も行うものとする。

第3条 施工条件

施工条件は、第2章第1条4 デザイン及び実施設計条件の他、以下に示す条件によること。

- 1 平成26年2月8日から始まる「なら瑠璃絵」の期間中に実証実験を行えるように準備することとし、本設工事完了は2月末頃とする。
- 2 作業内容については、関係機関との協議により決定すること。
- 3 本条件に記載のない事項または疑義のある事項については、奈良県との協議により解決するものとする。
- 4 分電盤はいずれも漏電対策を行うこと、電源はパーティで使用できるよう考慮すること。
- 5 常設機器はタイマーで自動的に点灯するように調整すること
また、点灯時間が狂わないよう自動補正機能があること
- 6 埋設配管は、土かぶり300mmとし、埋設シートの設置を行う事、また重量車両等の通行がある場所は別途協議とする

第4条 施設の保全

受注者は、既設構造物を汚染し、またはこれらに損傷を与えたときは、受注者の責

任で復旧しなければならない。

第5条 安全管理

受注者は、工事の安全管理にあたっては、国土交通省編集の「機械工事共通仕様書」及び「電気通信設備工事共通仕様書」の最新版を準用する他、下記の事項によらなければならない。

- 1 受注者は、工事の施工にあたり、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。もし、施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、工事事務報告書を提出しなければならない。
- 2 工事中は所要の人員を配し、現場内の整理、整頓及び保安に努めなければならない。
- 3 工事現場へ工事関係者以外の立入りを禁止する必要がある場合は、監督職員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止の標示をしなければならない。
- 4 受注者は、豪雨、出水及びその他天災に際しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
- 5 工事現場の秩序を保つとともに、火災及び盗難等の事故防止に必要な措置を講じなければならない。

第6条 火災保険等

受注者は、工事目的物及び工事材料等について火災保険等に付するものとする。

第7条 完成引渡し及びかし

- 1 受注者は、工事が完成し、完成検査に合格したのちに引渡しを行うものとする。
- 2 受注者は、本工事の引き渡し完了後、建設工事請負契約書第44条第2項に定めるかし担保期間内に、設計、製作及び工事施工の不完全に起因する故障が生じた場合、又はかし調査時において、かし修補の必要が生じた場合、速やかに対応を施し、損害補償を行い無償で取替、修理しなければならない。

なお、現場施工に起因する不具合はもとより、機器設計や製造に係るかしについても、受注者は、速やかに対応を施すこと。

また、受注者は、かし担保期間中に行われる定期点検については、必要に応じてその点検業務に立会いし、点検業者とともに機能保持に努めなければならない。

第8条 準拠すべき主な技術規定

受注者は、機器及び材料を設計し、製作し、施工するに当たり、次の主な諸技術規定を適用するものとする。

- 1 日本工業規格（JIS）
- 2 日本電機工業会標準規格（JEM）
- 3 電気規格調査会標準規格（JEC）

- 4 日本電線工業会規格（JCS）
- 5 日本照明器具工業会規格（JIL）
- 6 日本電気協会内線規定
- 7 電子機械工業会標準規格（EIJ A）
- 8 奈良県土木工事共通仕様書
- 9 公共建築工事標準仕様書、標準図（大臣官房営繕部監修）
- 10 その他

第9条 監理技術者等について

- 1 建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として監理技術者等を置かなくてはならない。

(A) 元請負人の技術者の配置及び専任について

下請金額の合計	配置する技術者	専任・非専任
3,000万円以上	監理技術者の配置が必要	専任
3,000万円未満	主任技術者の配置が必要	専任(注)

(注) 元請業者の受注金額が2500万円未満の場合は非専任で可

- 2 受注者は、現場工事を施工するために締結した下請負契約の総額が3000万円（建築一式工事にあつては4500万円）以上になるときは、建設業法第26条第1項及び第2項、令第2条の規定により監理技術者を置かねばならない。
- 3 監理技術者等は、工場製作期間中は「専任」、現場工事期間は「専任」かつ「常駐」とする。ただし、受注者自身の工場で製造する主要機器を含む場合、監理技術者等は、工場製作期間中は「専任を要しない」、現場工事期間は「専任」かつ「常駐」とする。
- 4 当初配置された監理技術者等が、現場工事期間に「常駐」ができない場合は、現場工事着手前に監督職員の承諾を得た上で常駐可能な監理技術者等に変更しなければならない。
- 5 監理技術者等の変更は、受注者が当該工事の受注時に登録している建設業の許可業種と同じ監理技術者資格を有する者とする。また、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されていなければならない。
- 6 監理技術者等と現場代理人は兼ねることができる。
- 7 監理技術者等は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3ヶ月以上であるものに限る。

なお、在籍出向者及び派遣社員は、直接的な雇用関係にあるとみなさない。

第10条 成果品

契約成立後、受注者は、請負必携にもとづき工事関係提出書類を提出する。

なお、次に示す書類は、この記載を優先しなければならない。

1 施工計画書

(1) 工事概要

(2) 実施工程表

- | | |
|-------------|-----------------|
| (3) 組織表 | (4) 作業員名簿有資格一覧表 |
| (5) 緊急時の体制 | (6) 施工・品質管理 |
| (7) 安全管理 | (8) 仮設計画 |
| (9) 安全対策計画表 | (10) 産業廃棄物処理計画書 |
| (11) その他 | |

2 承諾書

下記の書類及び図面を提出し、承諾・返却を受けた後でなければ、製作及び現場工事施工着手してはならない。

- (1) 各種設計計算書
- (2) 施工仕様書（製作及び据付）
- (3) 施工要領書（製作及び据付）
- (4) メーカーリスト（機器、購入部品、材料）
- (5) 据付平・断面図
- (6) 機器組立構造図
- (7) 配管・配線図
- (8) 単線結線図
- (9) その他、監督職員より要求する図書

3 完成図書 2部

『機械・電気設備請負工事必携 4 完成図書作成要領』及び奈良県の意見等を反映し作成すること。

4 完成図書縮小版（A3背貼り製本） 2部

『機械・電気設備請負工事必携 4 完成図書作成要領』及び奈良県の意見等を反映し作成すること。

5 その他監督職員が要求する書類 必要部数

第11条 業務上の注意事項について

- 1 業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。
- 2 業務実施体制について、業務責任者は発注者と密に連絡できる体制をとらなければならない。
- 3 業務の遂行上必要な既往の調査・資料等は貸与する。受注者は貸与された調査・資料等を業務完了後、速やかに県に返還しなければならない。
- 4 受注者は、県から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を絶対に他人に漏らしてはならない。
- 5 作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、県に帰属する。
また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、県の承諾を必要とする。
- 6 業務報告書の提出場所は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局奈良公園室とする。

- 7 その他業務の履行に際し疑義が生じた場合は、県職員と協議し、その指示に従わなければならない。

第12条 著作権

応募提案書類、その他応募者から提出された書類(以下「応募提案書類等」という。)の著作権は、応募者に帰属する。ただし、奈良県が当該募集に関する報告等のため、必要な場合には、応募提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

なお、次の内容を含んで契約を締結する予定です。

(著作権の譲渡等)

- 1 受託者(以下乙という)は、成果物(第37条第1項の規定により準用される第31条の規定する指定部分に係る成果物及び第37条第2項の規定により準用される第31条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第8号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に奈良県(以下甲という)に無償で譲渡するものとする。
- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 乙は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局奈良公園室
誘客促進対策係(奈良県分庁舎6階)
TEL 0742-27-8677(ダイヤルイン)
FAX 0742-22-7832